

【県内学校用】

公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について（新入生に対する前倒し給付）

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、**保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯を対象**に、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です。）。

令和7年度に入学をした生徒を対象に、一部前倒しで給付します。

（家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯を含みます。）

1 給付対象となる世帯

令和7年4月1日現在で、次の（１）から（４）のすべてに該当する世帯

- （１） 生徒等が公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１年～３年）、専修学校高等課程等）に在学していること。
- （２） 保護者等が岩手県内に居住していること。

※保護者等が県外に居住している場合は保護者等の居住地の都道府県に申請することとなります。

各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。

- （３） 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。

※保護者等が父母以外の場合は必ず御確認ください。

- （４） 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（家計急変により非課税相当である世帯を含む）又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。

※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税額決定通知書等で確認できます。

2 生徒一人当たりの支給額

給付対象となる新入生の世帯に対して、年額の４分の１の額を前倒しで給付します。残りの額については、**7月以降に再度申請**していただき、給付対象となる場合は、年額から前倒し給付額を差し引いた額を給付します。なお、7月以降の申請で給付対象にならなかった場合でも返済は不要です。

対 象 者			国公立	
			前倒し給付額	年額
生活保護受給世帯の高校生等	全日制・定時制・通信制課程		8,075円	32,300円
非課税世帯の高校生等	全日制・定時制課程	第1子の高校生等	30,525円	122,100円
		第2子以降の高校生等	35,925円	143,700円
	通信制課程		12,625円	50,500円

※1 上記金額は変更となる場合があります。

※2 非課税世帯の高校生等における第1子、第2子区分の取扱いについては、別紙「非課税世帯の高校生等における第1子、第2子の考え方」をご覧ください。

申請希望届の提出期限：令和7年 月 日
申請書類等の提出期限：令和7年 月 日
提出先：岩手県立〇〇高等学校事務室
電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

3 申請手続き（申請希望届の提出後に申請用紙等を配付します。）

次の（１）及び（２）の書類を学校が定めた期日までに提出してください。

【注意事項】

受給資格の判定にあたって、**住民税の情報による所得確認**が必要になります。**事前に確定申告や年末調整の手続きが必要**ですので、ご留意ください。

また、**確定申告や年末調整が不要の方も**、所得確認のため、**市町村に所得がなかった旨の申告が必要な場合**がありますので、必要に応じ、居住している市町村等にご確認ください。

（１） 必ず提出する書類

- ① 奨学給付金給付申請書（様式第１号）
- ② 振込口座届（様式第５号）※１
- ③ 代理受領を希望する場合は委任状（様式第６号）

（２） 認定区分に応じて提出する書類

対象者	提出書類
○生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等	① 広域振興局又は市福祉事務所が交付する４月１日現在で生活保護（生業扶助）を受給していることを確認できる生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）
○上記を除く非課税世帯の高校生等	① 保護者等のマイナンバーカード等の写し又は、令和６年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等の写し ※２ ② １５歳以上（中学生を除く。）２３歳未満の扶養している子に関する扶養誓約書（参考様式-３）等
○家計急変により非課税に相当する世帯の高校生等・専攻科生徒	① 保護者等の家計急変の発生事由を証明できる書類（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出） ② 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ※３（家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の給与証明書（参考様式-５）・直近の給与明細（３か月分）・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等） ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養誓約書（参考様式-３）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ④ １５歳以上（中学生を除く。）２３歳未満の扶養している子に関する扶養誓約書（参考様式-３）等

※１ 申請者本人名義の口座を記載してください。（通帳の表紙のコピーを添付してください。）

※２ 「所得確認のための提出書類一覧表」により対象書類を確認し、提出してください。

※３ 給与見込証明書は、令和７年４月１日から向こう１年間分の給与見込が証明されているものを提出してください。

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、下記のいずれか希望する方法で受給できます。

（１） 口座振込 令和７年８月末までを目途に届出の口座に振込みます。

※ 事務処理の関係上、給付が９月以降となる場合もございますので、ご了承ください。

（２） 学校長による代理受領

学校長が保護者等に代わって受領し、学校徴収金等の未済金に充当します。

希望される方は、様式第６号の委任状を提出してください。

5 その他

（１） 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。

（２） 年額の給付を受ける場合は、**7月以降に再度申請が必要となります。**その場合は令和７年７月１日においての課税状況等を確認します。